

東海第2原発 差し止め

「避難計画に不備」

水戸地裁 人格権侵害の恐れ

日本原子力発電の東海第2原発（茨城県東海村）の運転差し止めを周辺住民ら224人が求めた訴訟の判決で、水戸地裁は18日、原発に運転の差し止めを命じた。前田英子裁判長は「実現可能な避難計画が整えられていないと言っにはほど遠い」と指摘し、人格権侵害の危険があると判断した。住民避難を理由とした差し止め命令は初めてとみられる。原発は同日、控訴の意向を示した。



日本原子力発電東海第2原発の運転差し止め訴訟で、勝訴の勝利を掲げる弁護士ら＝水戸市の水戸地裁前で18日午後2時37分、川島一輝撮影

3面に
31面に
28面に
判決書

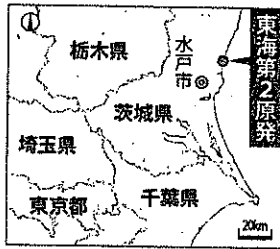
東海第2原発は首都圏唯一の原発で、30km圏内に国内最大の約94万人が居住する。現在運転停止中で原発が再稼働を目指している。主な争点は、原発が想定した最大規模の揺れを示す「基準地震動」の妥当性▽施設の耐震性▽実効的な避難計画が策定されているかなどだった。

判決は、避難計画について、住民が無秩序に避難すれば重度の渋滞を招くため、避難経路の確立や周知

水戸地裁判決

骨子

- 東海第2原発を運転してはならない
- 半径30km圏内の住民94万人について、実現可能な避難計画が整っておらず、住民の安全性に欠け、人格権侵害の具体的危険がある
- 半径30km圏内の14市町村は、避難計画を策定していないか、計画に課題がある
- 基準地震動の策定や津波の想定に不合理はない



が不可欠にもかかわらず、半径30km圏内の14市町村中9市町村が策定していないと指摘した。策定した5市町村の計画も緊急時の防護レベルに不備があり、住民に人格権侵害の具体的危険があると認めた。

一方、基準地震動などについては、「看過しがたい過剰があるとは言えない」として、いずれも住民側の主張を退けた。

原発は東海第2原発の再稼働に必要な安全対策工事を2025年12月までに終える方針。原発は18年3月、県と東海村などにも「実質的な事前了解」を認める全国初の安全協定を締結したが、自治体側は再稼働について明確な意思を示していない。

【森永亨】

東海第2原発

電力大手9社とJパワー（電源開発）が共同出資する日本原子力発電が1978年に運転を開始した。最大出力は110万kwの沸騰水型原発。2011年3月の東日本大震災で最大5.4%の津波に襲われ外部電源を一時喪失し、地震の揺れで緊急停止した。11年5月に定期点検を迎え、その後は再稼働していない。原子力規制委は18年11月、最長20年の延長を認可した。